

国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学連携リング規程 平成22年4月1日 22教規程第13号	国立大学法人東京農工大学連携リング規程 平成22年4月1日 22教規程第13号	
第1条～8条 省略 (拠点の設置) 第9条 連携リングに未来型の学理の形成及び若手研究者的人材育成 を目的とするグループとして、拠点を置く。 2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。 3 その他拠点の設置について必要な事項は別に定める。	第1条～8条 省略（現行どおり） (拠点の設置) 第9条 省略（現行どおり）	
第10条～第15条 省略 別表 科学立国研究拠点 生存科学研究拠点	第10条～第15条 省略（現行どおり） 別表 科学立国研究拠点 生存科学研究拠点 実践型研究人材養成拠点	
附 則 省略	附 則 省略（現行どおり）	

附 則（23教規程第55号）

この規程は、平成23年11月21日から施行し、平成23年6月1日から適用する。